

## 10 判断不十分者契約に関する相談

「判断不十分者契約」とは、加齢に伴う心身の衰えなど、何らかの理由によって十分な判断ができない状態にある者の契約のことである。20年度の相談件数は1,529件あり、前年度と比べると10件、0.6%の減少であった。

商品・役務別の第1位は「預貯金・証券等」(145件)であり、前年度と比べ59.3%の増加である。中でも「株」の相談件数が多く、複雑な判断を必要とする商品に関するトラブルが増加している。第2位は「書籍・印刷物」(140件)であり、「新聞」が8割を占める。第3位は、「他の運輸・通信」(94件)であり、その半数以上がパソコンを利用した架空・不当請求である。第4位は「商品一般」(89件)、第5位は「融資サービス」(78件)と続く。一方、前年度に多数の相談があった「家具・寝具」(77件)の相談件数は38.4%減少し、前年度の第2位から順位を下げている。(表-55)

契約当事者の属性を見ると、性別では「女性」が65.6%を、年代別では60歳以上の高齢者が8割を、職業別では「家事従事者」と「無職」で9割近くを占めている。

支払方法別に見ると「現金払」が49.7%、「個品割賦」が6.0%を占めている。

平均契約金額は「378万2千円」、平均既払金額は「247万7千円」と非常に高額であり、前年度に引き続き、金額がかなり高額になっている。

主な相談内容としては、「解約」、「家庭訪販」、「高価格・料金」が上位に挙がっている。「判断不十分者契約」に関する相談では、契約者が一人で在宅しているところに事業者が訪問して、契約に至ることが多い。また「次々販売」、「強引」のキーワードも上位に上がっており、販売方法が悪質であることがうかがえる。また「利殖商法」のキーワードが新たに上位に上がるなど、複雑な判断を要する契約をもちかけるケースが増えていることがわかる。

契約者本人が、契約したことを覚えていない、あるいは被害に気づいていない場合も多く、家族や周囲の人が発見し相談してくるケースが多い。(表-56)

表-55 判断不十分者契約 商品・役務別相談件数

単位：件

商品・役務名	20年度	19年度
1 預貯金・証券等	145	91
株	39	25
その他	106	66
2 書籍・印刷物	140	148
新聞	117	118
その他	23	30
3 他の運輸・通信	94	78
電話情報提供サービス	54	47
その他	40	31
4 商品一般	89	67
5 融資サービス	78	73
フリーローン・サラ金	73	66
その他	5	7
6 家具・寝具	77	125
ふとん類	73	121
その他	4	4
7 商品相場	73	89
金相場	27	44
その他	46	45
8 工事・建築・加工	70	83
屋根工事	12	10
衛生設備工事	10	10
その他	48	63
9 健康食品	51	56
9 電話・電報	51	83
移動電話サービス	35	45
その他	16	38
その他	661	646
計	1,529 (1.2%)	1,539 (1.1%)
全相談件数	125,281 (100.0)	142,760 (100.0)

表-56 判断不十分者契約 相談内容別件数

単位：件

項目	20年度	19年度		
相談件数	1,529	1,539		
性別	男性	503	523	
	女性	960	973	
	団体	17	15	
	不明	49	28	
年代別	19歳以下	13	8	
	20歳代	50	68	
	30歳代	76	70	
	40歳代	63	77	
	50歳代	72	64	
	60歳代	86	98	
	70歳以上	1,037	1,035	
	不明	132	119	
職業別	給与生活者	100	109	
	自営・自由業	45	30	
	家事従事者	179	189	
	学生	12	11	
	無職	1,058	1,096	
	その他・不明	135	104	
支払方法別	信用供与無	現金払	760	698
		他の前払式	12	10
		不明	346	315
		小計	1,118	1,023
	信用供与有	自社割賦	26	29
		総合割賦	41	22
		個品割賦	91	195
		その他	20	19
		不明	7	22
	小計	185	287	
	その他	借金契約	72	63
		不明・無関係	154	166
	平均契約金額(千円)		3,782	2,305
	平均既払金額(千円)		2,477	1,758
主な相談内容	解約	634	663	
	家庭訪販	532	595	
	高価格・料金	336	340	
	次々販売	185	220	
	クリーニング・オフ	157	171	
	電話勧誘	143	157	
	契約	140	114	
	返金	139	205	
	強引	123	165	
	利殖商法	103	76	